

文教厚生委員長報告

議案11件を原案可決

(田中次廣委員長)

【議案第31号】南島原市納骨堂条例の制定について

質疑 納骨堂に納める期間を50年とした根拠と、行旅死亡人の取扱法では、市で火葬をすると、費用は相続人がいるときは、請求できるが、いないときは、県へ請求できるとい

に引き上げられたことによるものなのか、又経過措置があつたわけだから、当初で予算を10%分確保していたのであれば、経過措置等を考えなかったのか。経過措置でしていたら、3千万円余分に払わなくてもいいが。

答弁 類似の市町では、50年が一般的であるという事で考えている。市が火葬の場合、行旅死亡人等の取扱い費用は、遺留品等があると、その中から支払い、遺留品がないときは、告示を行い、60日経つても費用の弁済が行われな

初予算に計上をしている。消費税の経過措置は、工事請負契約については、本年の3月31日までに契約をしたものは、10月1日消費税10%が施行された後に引き渡しを受けたものでも8%でいいとの経過措置が設けられている。有家小学校は、国庫負担金が財源に含まれており、前年度に、平成31年度(令和元年度)と令和2年度に工事を実施すること

り、議会の議決後の、7月1日に本契約を交わしたことから、経過措置の適用を受けることができなかった。

質疑 消費税は、市の負担なのか、国庫の中に入っているのか。

答弁 国庫負担の割合は10分の5.5で、既に8%の時点で国の基準額をオーバーしているため10%になつても国庫負担金の額は変更はない。

【議案第49号】物品売買契約(中学校教育用パソコン等購入)の変更について

質疑 前々からパソコン入れ替えというのは検討していたと思う。消費税が上がるとい

約しなかつたのか。

答弁 教育用パソコンの購入は、基本ソフトのWindows7の保守期間が令和2年1月で切れるためパソコンを入れ替える必要がある。予算を計上したものである。物品売買契約は「消費税等に関する経過措置」

が適用されないもので、10月1日以降の納入の場合は、いつ契約しても消費税は10%になる。

【議案第51号】令和元年度南島原市一般会計補正予算(第3号)

質疑 教育費の県補助金で、「学力向上のための非常勤講師等配置支援事業」とあるが、具体的にどういうことか。

答弁 教員の負担軽減のため人を雇つた場合は、国、県が補助を行う。「学

力向上のため非常勤講師等配置支援事業」という従来ある事業に、スクールサポートスタッフ事業というのが後で入つたもので、名前を変えず、この事業名で国の事業を行っているものである。新年度から配置している学校支援員で、教員の手伝

うか。

質疑 管財契約課と協議をしながら、落札いた

答弁 導入から20年近く経過しており、壊れたとき、供給している部品もない。故障の時点で、計量ができなくなる。早く納入出来るようにしていく。

質疑 障害福祉サービス給付事業で、利用回数が増加のため、予算が計上してあるが、介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費でどのくらい増えたのか。

答弁 利用回数であるが、居宅介護と生活介護の事業で、上半期の実績が1,600件ぐらいである。当初予算の計に上より、すでに100件程度増えており、それに伴って当然費用がかかることで、予算が不足するので補正予算をお願いしている。

その他の付託案件

【議案第35号】南島原市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例について

質疑 不落で工事ができなかつたことによる、影響はないのか。

答弁 導入から20年近く経過しており、壊れたとき、供給している部品もない。故障の時点で、計量ができなくなる。早く納入出来るようにしていく。

質疑 障害福祉サービス給付事業で、利用回数が増加のため、予算が計上してあるが、介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費でどのくらい増えたのか。

答弁 利用回数であるが、居宅介護と生活介護の事業で、上半期の実績が1,600件ぐらいである。当初予算の計に上より、すでに100件程度増えており、それに伴って当然費用がかかることで、予算が不足するので補正予算をお願いしている。

【議案第43号】有家小学校新築工事(建築工事)請負契約の変更について

質疑 請負契約変更は、消費税率が8%から10%

質疑 深江衛生センターのトラックスケール工事が不落になつて、入札方法も検討してはど

質疑 深江衛生センターのトラックスケール工事が不落になつて、入札方法も検討してはど

質疑 深江衛生センターのトラックスケール工事が不落になつて、入札方法も検討してはど